

河川法

1. 案内情報

- 手続名 : 工作物の新築等の許可
- 手続根拠 : 河川法第26条
河川法施行規則第11, 15条
- 手続対象者 : 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者
- 提出時期 : 工作物の新築等を行おうとする時
- 提出方法 : 河川法施行規則第15条に定める申請書及び添付図書を作成し、当該河川区域を管理する地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 河川法施行規則第15条第2項に規定する図書
河川法施行規則別表第二に規定する部数の写し
- 申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第八の(甲)及び(乙の1)の様式
河川法施行規則別記様式第八の(甲)及び(乙の4)の様式
- 記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先問い合わせ窓口 :

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311(内線5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171(内線3566)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151(内線3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-233-5469(内線3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119(内線3566)
近畿地方整備局河川部水政課	06-942-1141(内線3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-227-1066(内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061(内線3566)
九州地方整備局河川部水政課	092-476-3450(内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 上記問い合わせ先

3. 手続情報

- 審査基準 : ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発52号)
・河川管理施設等構造令(昭和51年7月20日政令199号)
工作物設置許可基準(平成6年9月22日建設省河治発72号)
河川砂防技術基準(案)
- 標準処理期間 : 3ヶ月(流水の占用について、国土交通大臣処分に係るものは10ヶ月、地方整備局長等処分に係るものは5ヶ月)
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。